

2. 退職後の年金手続き

所属所から「異動報告書」にて報告があった組合員には、共済組合から「退職届書」又は「短期組合員退職届書」等を送付しますので必要事項を記入し、所属所長の証明のうえご提出ください。

退職予定の方で3月下旬までに書類が届いていない方は共済組合までご連絡ください。

【国民年金の加入について】

60歳未満で退職される組合員及び組合員の退職時に60歳未満の被扶養配偶者の方は、組合員の退職後に国民年金への加入手続きが必要です。

◆60歳未満で退職される組合員

再就職により何らかの年金制度に加入するか、もしくは現職配偶者の被扶養者になる場合を除き、国民年金第1号被保険者としての加入手続きが必要です。

◆組合員の退職時において60歳未満の被扶養配偶者

組合員の退職に伴い、国民年金第3号被保険者としての資格も喪失します。組合員が再就職し、何らかの年金制度に加入する場合を除き、配偶者ご自身が国民年金第1号被保険者としての加入手続きが必要です。

*国民年金の加入手続きは、居住地の市町担当窓口で行ってください。

【一般組合員の方へ】

他の公務員共済組合又は他支部の公立学校共済組合へ転出する場合

公務員の年金は一番最後に退職したときに加入していた共済組合で、それまでの全ての公務員期間について年金を決定することになります。

転出先でも一般組合員となる方は「転出届書」の提出が必要です。

(共済組合で該当者を把握でき次第「転出届書」を送付します。)

年金を受給されている方への注意とお願い

在職することにより支給停止されている年金を解除するのに、通常5か月ほど要します。そのため6月定期支給期(4月・5月分)の年金は、在職による支給停止が解除されていない状態となります。

(送付される「年金支払通知書」には「在職停止」と印字されます。)

支給停止の解除により追加支給となる年金については、8月定期支給期以降のお支払いとなります。

順次手続きを進めますので、お待たせすることとなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。